

練馬区庁内管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 8 月 5 日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第 8 7 号

練馬区庁内管理規則の一部を改正する規則

練馬区庁内管理規則（昭和39年11月練馬区規則第16号）の一部をつぎのように改正する。

別表第2 練馬区役所の部本庁舎の款10階全室の項中「教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課庶務係長」を「教育委員会事務局こども家庭部保育課管理係長」に改め、同款11階全室の項中「教育委員会事務局教育振興部学校施設課管理係長」を「教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課庶務係長」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年5月7日から適用する。